令和7年4月2日改訂

5　学校いじめ防止基本方針

坂東市立内野山小学校

1　目　　的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。その理念については、いじめ防止対策推進法（平成 25 年施行）といじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年施行、平成 29 年改定）に準拠する。

2　いじめの定義　　＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3　いじめ防止等の基本理念

・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われる。

4　未然防止のための取組・未然防止教育の展開

学校のみにとどまらず、地域の各種機関や保護者らと連携し、社会総がかりで未然防止に努める。

（1）いじめが起きにくい学校風土（雰囲気）、学級の雰囲気づくり（心の居場所のある学校、学級、温かみのある学校、学級）に努める。
　① 人権に係る児童集会の実施によって、いじめのない学級づくりのスローガン作りに取り組む。
　② 昇降口の掲示板や教室内に、いじめ防止スローガンや人権意識を高めるポスター、児童作品等を掲示し、児童、 保護者への啓発を図る。
（2）授業において、実際の事例や動画等を教材に児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど体験的な学びの場の充実を図る。
（3）道徳教育の充実
　① いじめ問題を自分事ととらえ、考え、議論する道徳の時間の在り方の研究・全校道徳の実施
　② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
　③ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
（4）児童の社会性や協調性、規範意識や思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促す。
（5）児童同士、児童と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。
（6）インターネット（特に SNS 等）を通じて行われるいじめに対する対策の推進
　① 情報モラルに関する研修会の実施（児童向け、保護者向け）
（7）性的マイノリティ（LGBTQ 等）に関する職員向け・児童向けの研修会を実施し、それらに配慮した生徒指導を実施する。

5　早期発見のための取組

（1）学級担任等の取組
　① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

② 休み時間の児童との会話や、「心の健康観察」等を活用し、交友関係や悩みを把握する。(三日以上「雨」が続いた場合、必要に応じて教育相談を行う。)
③ 児童のインターネット利用実態を定期的に把握するとともに、SNS や通信機器を介したやり取り上で問題が発生していないか常に注視する。

(2) 生徒指導担当教員
① 記名方式(必要に応じて無記名)による定期的な生活アンケート調査(毎月1回、全生徒)やチェックリストの活用(学期1回、各学級)を計画的に実施する。この他にも日常の困難や悩み事を気軽に相談できる信頼関係を築く。
② 職員に対する事例研修会等の実施により、「いじめ」のとらえ方、認知のアンテナを高める。

6 発達支持的(プロアクティブ)生徒指導の推進

特定の生徒指導事例を意識するのではなく、全ての児童を対象にした学校教育目標を達成するための積極的な教育活動を展開する。いじめに先行して実施する取り組みで、未然防止教育と並行し、以下の理念を全教職員で共有する。

(1) 教職員は常に児童に対して指示的な態度で接する。その子のよさを本人や周囲の友人にしっかりと伝えていくことを意識する。
(2) 未然防止教育として実施される様々な教育活動の意義をしっかりと理解させることを意識する。教育活動を通じて児童一人ひとりが自己の存在意義を感じられ、自己決定の場が与えられており、意見に対してお互いが共感的な人間関係を構築できることを目指す。個人の意見が厳しく否定されたり、無視されたりしない安全・安心な学校・学級風土の醸成を目指す。
(3) 年に1回ピアサポート研修を実施し、児童一人ひとりが上記の能力を身につけるための自己指導能力を育む。

7 困難課題対応的(リアクティブ)生徒指導と関係諸機関との連携

・児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
・教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。
・学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の充実を図り、地域ぐるみで児童をいじめから守る体制を構築する。

市教育委員会　市家庭児童相談員　民生委員・主任児童員 学校運営協議会委員　市要保護生徒対策地域協議会　筑西児童相談所 境警察署生活安全課

8 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。
① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
7月3日(月) 12 月 11 日(月) 2月 26 日(月)

9 いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。
〔情報を集める〕
(2) いじめ防止等対策委員会を開催する。(ケースに応じた対応策の検討、SC、SSC等の要請)
(3) 加害児童への指導方針及び、被害児童への援助方針の説明と学級等の集団への指導方針を検討する。
〔指導・支援体制を組む〕
(4) 加害児童、被害児童の保護者への事実及び方針の説明をして同意を得る。
(5) 教育委員会へ事実を報告し、指導並びに協力を仰ぐ。
(6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する経過報告と支援を行う。
(7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
(8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

10　重大事態への対処

・日常的に重大事態ガイドラインのチェックリスト（別添資料）を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進める。

①　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態の場合
・学校長が速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指導により適切に対処する。

＜具体的対応＞
（1）調査についての説明を行う。（被害児童及び保護者　加害児童及び保護者）
（2）調査を行う。
・事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
対象：被害児童及び保護者、加害児童及び保護者、教諭等
（3）いじめ防止等対策委員会を開催する。
（4）調査結果の情報を提供する。
・被害児童及び保護者、加害児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
・調査の進捗状況、経過を報告しながら進める。
（5）具体的な対策をとる。
・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、速やかに所轄警察署並びに児童相談所等の関係機関と連携する。
・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
・教育委員会と協議の上、懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
・被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
・いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

11　いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

《いじめ問題に対する対応》マニュアル

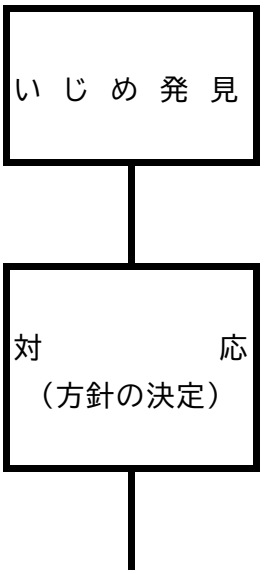

1「いじめ問題」を発見する。
保護者から　本人　まわりの児童から　教師から　関係機関から

2 すぐに対応する。（担任）
①事実関係を把握し、報告する。
（生徒指導主事、教務主任、教頭、学校長）
※重大と判断される事案は学校長が教育委員会に報告
②教職員の情報共有を徹底し、対応について協議する。
（学校長指導の下、いじめ対策委員会を設置）

被害児童への指導
加害児童への指導
（方針の説明）

3 被害児童、加害児童への指導。状況により学級への指導

※指導はまず担任と生徒指導主事で行い、その指導は公平性、中立性をもった丁寧な調査に基づくものとする。

〇学級への指導

〇全校への指導

※指導の方法、内容について、被害児童本人及び保護者の理解と同意を得ながら進める。

その際、いかなる段階においても教員による児童への威圧的な指導は一切行わない。

保護者への対応

4 保護者への対応をする。

（担任、生徒指導主事、教務主任、教頭、学校長）

①被害児童保護者

実情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

②加害児童保護者

事情と指導経過について説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

学校運営協議会
ＰＴＡ
関係機関との協力

5 状況によっては、学校運営協議会委員、PTAや関係機関に説明し、協力を依頼する。

継続指導

6 指導を継続する。随時指導の経過を報告する。

担任→校長

指導経過の報告（担任）解決が長引く場合もあるので、継続観察指導をする。

報告

7 事態が改善されない場合，再度対応策を検討し対応する。

指導の継続